

○利用登録について

◆申し込みが出来る方（登録要件）

- (1) 亀山市へ定住または定期的に滞在することを目的として、空き家の購入または賃借を希望する方
- (2) 地域の自治会活動に理解と関心を持ち、地域住民と協調して生活または交流することが可能な方

◆登録の流れ

- (1) 登録を希望される方は、「空き家情報バンク利用登録申込書（様式第7号）」に必要事項を記入し、都市整備課住まい推進グループへ持参または郵送にて提出して下さい。
- (2) 市は、提出いただいた申込書を審査します。
- (3) 申し込みの内容が適切であると認められたときは空き家情報バンクに利用者登録し登録完了通知書にてその旨を通知します。利用登録が完了した方には希望する物件の詳細情報を提供します。

◆交渉及び契約の方法

空き家情報バンク制度に登録された空き家の購入や賃借について交渉を希望する方は、「空き家情報バンク交渉申込書（様式第9号）」を提出して下さい。

Ⓧ市で公開している空き家に関する情報は、空き家の所有者等からの情報を基に作成しています。これらの情報については市では責任を持ちませんので、交渉の際にご自身でご確認ください。

また、空き家情報バンクに物件を登録している所有者は、物件登録の際、売買または賃貸の方法について「直接型」か「間接型」を選択しています。

直接型	「物件を売りたい・貸したい方」と「物件を買いたい・借りたい方」の両者間で直接交渉、契約を行う方法です。
間接型	物件に関する交渉、契約の仲介を公益社団法人三重県宅地建物取引業協会、または公益社団法人全日本不動産協会三重県本部に所属する会員（不動産業者等）へ依頼する方法です。

Ⓧ市は、交渉や契約に関する仲介は行いませんが、空き家の所有者が安心して売却や賃借ができるよう、上記の宅地建物取引業団体と業務協定を締結しています。なお、これらの団体に所属する会員（不動産業者等）が仲介する場合は、法律で定められた仲介手数料が必要となります。

◆その他

登録事項に変更があったときは、再度利用登録申込書を提出していただくようお願いします。

◆問合せ先

〒519-0195 三重県亀山市本丸町 577 番地

亀山市 産業建設部 都市整備課 住まい推進グループ

TEL 0595-84-5038 FAX 0595-82-9669

E-mail sumai@city.kameyama.mie.jp